

田辺市周辺衛生施設組合会計管理者の職務を代理できる職員を定める規則

制定 平成17年4月28日 規則第1号

改正 平成21年7月17日 規則第1号

田辺市周辺衛生施設組合収入役職務代理者規則（昭和52年田辺市周辺衛生施設組合規則第1号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第170条第3項の規定により本組合の会計管理者に事故があるとき、又は会計管理者が欠けたとき、その職務を代理する職員は、次の者とする。

出納員の職にある者

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日規則第1号）

この規則は、平成21年7月20日から施行する。